業　務　委　託　契　約　書

委託業務の名称

委託業務場所

履行期間　　　　　　　年　　月　　日　から　　　　　　年　　月　　日まで

業 務 委 託 料 ￥

内　委託代金 ￥

訳　取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥

契約保証金　　　￥

前払金 有　・　無

上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　 年　　月　　日

発注者 所 在 地

氏　　名 　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　印

受注者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総　則）

第 １ 条　受注者は、設計図書（閲覧設計書、別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

（従事者の管理）

第 １ 条の２　受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の管理について一切の責任を負う。

２ 　受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34

年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

（工程表の提出）

第 ２ 条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づき、工程表（様式第１号）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の工程表の提出があったときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認めたときは受注者と協議するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 ３ 条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

２　受注者は、目的物、材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第７条第２項の規定による検査に合格したもの及び第25条第２項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第 ４ 条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものと判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。

（契約の保証）

第 ４ 条の２　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第36条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したとき及び山形県財務規則（昭和39年山形県規則第９号）第135条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の10分の１に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、又は、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（現場代理人及び主任技術者）

第 ５ 条　受注者は、業務施行の管理をつかさどる現場代理人及び主任技術者を定め、現場代理人等指定（変更）通知書（様式第２号）により発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

２　現場代理人は、当該契約における現場作業時においては現場に常駐し、その運営、取締まりを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第５条第５項の請求の受理、同条第６項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容について書面をもって発注者に通知しなければならない。

４　主任技術者は、委託業務の施行にあたり技術上の管理を行うものとする。

５　発注者又は監督職員は、現場代理人又は主任技術者が、その業務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対しその理由を明記した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

６　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、速やかに発注者又は監督職員へ通知しなければならない。

７　現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（監督職員）

第 ６ 条　発注者は、監督職員を定めたときは、監督職員指定（変更）通知書（様式第３号）により受注者に通知しなければならない。

２　監督職員は、契約履行について受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議を行う権限を有する。

３　発注者は、２名以上の監督職員をおき前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限内容を、第１項の通知書に記載しなければならない。

（業務資材の品質及び検査等）

第 ７ 条　業務資材について設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された業務資材については、業務資材検査請求書（様式第４号）により請求し、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

３　監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

４　第２項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、業務現場に搬入した検査済み業務資材を監督職員の承諾を受けないで、業務現場外に搬出してはならない。

６　検査の結果、不合格と判定された業務資材については、遅滞なく業務現場外に搬出しなければならない。

（作業記録の整備）

第 ８ 条　受注者は、当該業務資材の調合又は当該業務の施行を適切に行ったことを証する見本又は作業写真及び作業日誌等の記録を整理し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出しなければならない。

（委託業務の調査等）

第 ９ 条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

第 10 条　受注者は、業務の施行が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、その必要な負担額を発注者と受注者とが協議して定める。

（条件変更）

第 11 条　受注者は、業務の施行にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書と業務現場の状態とが一致しないこと。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）。

(3) 設計図書で明示されていない施行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、確認したときはその結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を受注者に通知しなければならない。

３　第１項の事実が発注者と受注者の間において確認された場合、必要が認められるときは、業務内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

（臨機の措置）

第 12 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他業務の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第 13 条　検査完了前に、業務目的物又は業務資材について生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害（次条第１項又は第15条第１項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第 14 条　業務の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

２　前項の場合その他業務の施行に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協議してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第 15 条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって、発注者と受注者双方の責めに帰し得ないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、委託業務の出来形部分又は業務現場に搬入済みの業務資材に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（委託業務の出来形部分又は業務現場に搬入済みの業務資材は、検査又は受注者の業務に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち業務委託料の1/100を超える額を負担しなければならない。

５　損害額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより、発注者と受注者とが協議して定める。

(1) 業務の出来形部分に関する損害　　損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 業務資材に関する損害　　損害を受けた業務資材に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

６　数次にわたる天災その他不可抗力により損害額が累積した場合における第２次以降の天災その他不可抗力による損害額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害額の累計」と、「業務委託料の1/100を超える額」とあるのは「業務委託料の1/100を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

７　天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務内容の変更等）

第 16 条　発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更することができる。

２　前項の場合において、業務委託料に変更を生ずるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

３　第１項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

４ 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴

う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可

否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

（適正な履行期間の設定）

第16条の２　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（業務委託料の変更に代える業務内容の変更）

第 17 条　発注者は、業務委託料を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額の全部又は一部に代えて業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第 18 条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なく、その事由を付して、履行期間延長承認申請書（様式第５号）により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約変更書）

第 19 条　発注者は、委託業務の内容、履行期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、契約変更書（様式第６号）により行うものとする。

（検査及び引渡し）

第 20 条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく、発注者に対して業務委託完了報告書（様式第７号）を提出しなければならない。この場合において、業務完了報告書への押印は不要とする。

２　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に受注者の立会の下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について手直しを命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該手直しを行い、発注者に手直し完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第 21 条　受注者は、前条の規定により検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。この場合において、請求書への押印は不要とする。

２　発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（前金払）

第 22 条　受注者は、業務委託料が１件200万円以上を超える業務委託については、保証事業会社と、履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の３以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第25条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

５　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の５の額を差し引いた額を返還しなければならない。

６　発注者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第 23 条　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 24 条　受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（該当業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、修繕費、支払運賃費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 25 条　受注者は、業務の完了前に、業務の出来形部分及び検査済業務資材に相応する業務委託料相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特に認める場合を除き、業務中年度ごとに３回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の出来形部分又は検査済業務資材の確認を業務出来形検査請求書（様式第８号）により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を業務出来形検査通知書（様式第９号）により受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定による通知があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

４　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×(9/10－前払金額÷業務委託料)－部分払済金額

（契約不適合責任）

第26条 発注者は、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（誤伐等の措置）

第27条　受注者は、発注者又は監督職員から残置すべきものとして指示された残存木又は植栽木について、誤伐又は損傷した場合は、受注者又は現場代理人は速やかに監督職員に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた場合は、監督職員は現地を調査し、その機能を代替する苗木による植栽等について指示するものとする。ただし、誤伐等の程度が森林の機能に及ぼす影響が少なく善良な施行管理のもとで行われたものと判断される場合はこの限りでない。

（発注者の任意解除権）

第28条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第30条若しくは第30条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第29条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第３条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第30条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第３条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第３条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この目的物を完成することができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(9) 第32条又は第33条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時森林整備等業務の契約を締結する事務の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

ヘ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権）

第30条の２　発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第１項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項若しくは第２項又は第20条の２から第20条の６までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2)の２　受注者が独占禁止法第７条の２第１項ただし書（第８条の３において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

(2)の３　受注者が独占禁止法第７条の４第７項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の７第３項（第７条の９第３項及び第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

(3) 受注者が第１号又は第２号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第４条の規定による刑に処せられたとき。

２　受注者は、この契約に関して独占禁止法第７条の４第７項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の７第３項（第７条の９第３項及び第４項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条　第29条又は第30条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第29条又は第30条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第32条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第33条　受注者は、 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたときは、直ちにこの契約を解除することができる。中止が業務の一部のみの場合で、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないときも同様とする。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第34条　第32条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等に係る違約金）

第35条　受注者はこの契約に関して第30条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の10分の２に相当する額を発注者の指定する期限までに納付しなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

３　委託業務が完了した後に、受注者が第30条の２第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

４　第１項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の損害賠償請求等）

第36条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期限内に業務を完了することができないとき。

(2) この目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第29条又は第30条の規定により目的物の完成品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第29条又は第30条の規定により目的物の完成品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 目的物の完成品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。

３ 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

６　第２項の場合（第30条第８号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第22条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

７　受注者が第２項の違約金を発注者の指定する期限までに納付しないときは、受注者は、当該期間を経過した日から納付するまでの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第37条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第28条、第32条又は第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第22条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、発注者に対して遅延日数に応じ年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第38条　発注者は、引き渡された目的物に関し、第20条の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第 39 条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

２　受注者はこの契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第 40 条　この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保有の制限）

第３　受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

２　受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

３　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第５　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第７　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

２　この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（再委託の禁止）

第８　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはな

　らない。

２　受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（安全管理の確認）

第10　発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、受注者から必要な報告を徴し、又は実地検査により確認を行うことができる。

（事故発生時における報告）

第11　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

　（違反した場合の措置）

第12　発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(注)　委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

※　契約書に添付するときは、（注）を削除してください。

(注)　委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

※　契約書に添付するときは、（注）を削除してください。

(注)　委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

※　契約書に添付するときは、（注）を削除してください。

(注)　委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

※　契約書に添付するときは、（注）を削除してください。